

○安全な除雪作業ができるよう ご協力ください

安全で効率的な除雪作業ができるよう、次のご協力をお願いします。

【道路沿いにお住まいの皆さんへ】

○歩道および消火栓や防火水槽などの除雪は、地域の皆さんで協力体制を整えて行いましょう。

○道路への排雪は交通事故の原因となります。絶対にやめましょう。

○除雪車は、広い地域を短時間で除雪しなければならず、玄関先までは手が回りません。除雪車が通った後、住宅の出入口に残った雪は、各家庭で除雪をお願いします。

○道路わき(道路敷地内)にある電気柵などの支障物は、除雪作業時に破損する可能性が非常に高いです。降雪前に必ず撤去しましょう。

○重要物には除雪で損傷を受けないように旗ざおなどで目印をつけるか移動させましょう。



【ドライバーの皆さんへ】

○路上駐車は絶対にやめましょう。

○危険防止や効率的な除雪作業のため、除雪作業中の区間を一時通行止めにする場合があります。

○雪道は特に道幅が狭くなりますので歩行者に配慮して通行しましょう。

【町民の皆さんへ】

○除雪車が通った直後の道路は滑りやすいので注意しましょう。

○作業中の除雪車は危険ですので絶対に近づかないでください。

○除雪作業はなるべく迅速に実施するよう努めています。除雪・積雪の状況などにより、時間帯が遅れる場合もありますのでご了承ください。

問 地域整備課

☎ 72-16937

問 福島県三春土木事務所業務課

☎ 62-13151

問 道路緊急ダイヤル

☎ #9910

献血のご協力ありがとうございます

10月30日に小町ふれあいフェスタ会場で献血を実施し、64人にご協力をいただきました。

献血にご協力いただいた方には、小野町ライオンズクラブ様から社会貢献活動の一環として提供された「卵(1パック)」を記念品として配付しました。献血にご協力をいただいた皆さんに紙上より厚くお礼を申し上げます。

現在までの献血実施状況は下表のとおりです。日頃から健康管理に努めていただき、多くの方が献血会場にお越しくださいますよう、あらためてお願いします。

問 健康福祉課 ☎ 72-6934



左から町長、小野町ライオンズクラブ会長 太田さん、幹事 吉田さん

【次回献血予定】

令和5年1月29日⑩

場所：おのショッピングプラザ・コムコム

時間：午前10時から午後12時30分まで

午後2時から午後4時まで

令和4年度	目標(人)	6月5日	9月9日	10月30日	計	達成率(%)
200ml	5	0	1	1	2	40.0
400ml	210	81	32	63	176	83.8
200ml換算単位数	425	162	65	127	354	83.3

○ 年末年始のし尿汲み取りの 申し込みはお早めに

年末年始の次の期間は、し尿の汲み取りをお休みしますので、早めにお申し込みください。

12月29日(※)から令和5年1月3日(※)まで

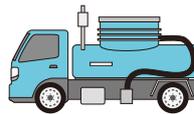
～お願い～

①留守中にし尿汲み取りや浄化槽清掃を実施した際は、作業員が自宅の郵便受けなどに請求書を投函しますので、金融機関窓口でお支払ってください。

②トイレや浄化槽には、し尿やトイレトペーパー以外の異物を流さないようご注意ください。

③台所で皿などを洗う際は、油污れなどはいったん紙などで拭き取ってから洗うようお願いいたします。

☎ 田村地方衛生処理センター
82-11272



○ 廃タイヤ・農業用ビニールの 受け入れが終了となります

田村東部環境センターでは、廃タイヤと農業用ビニールの処分の受け入れをしていますが、12月28日(※)をもって、その受け入れを終了します。

■受け入れができなくなるもの

- ・ 廃タイヤ
- ・ 農業用ビニール(肥料袋など含む)

受け入れ終了後に廃タイヤや農業用ビニールを廃棄する場合は、専門業者へ依頼するなど、適切な方法で処分をお願いします。

参考
廃タイヤ..

廃棄物処理業者、販売店、自動車整備業者、ガソリンスタンドなど

農業用ビニール..

廃棄物処理業者、農協、販売店など

☎ 町民生活課
72-16933



ふるさと文化の館情報



図書館
Library

☎ ふるさと文化の館
72-2120

読書マラソン完走

樽井羽音さん(小野小1年)が2回目のゴールを迎え200冊読破を達成しました。

樽井さんにはバッチと記念品が贈られました。読書マラソンへの参加は随時カウンターで受け付けています。皆さんの参加をお待ちしています。



樽井羽音さん

「蔵書検索」が変わりました

インターネット上からの蔵書検索がより見やすく使いやすいものになりました。アドレスも変わりましたので、ブックマークなどご利用されている方は再度登録をお願いします。



蔵書検索QR

シルバー人材センター美化活動



11月12日に役場、老人憩の家「たかむら荘」、小野町商工会の3カ所でシルバー人材センター会員の皆さん約60人が、早朝から草刈や植木の剪定、施設清掃などの美化作業を行いました。会員の皆さんの経験や技能を生かした作業で各施設が美しく整備されました。毎年実施されるシルバー人材センターの皆さんのご好意に紙上よりお礼申し上げます。

シルバー人材センターでは、おおむね60歳以上の方が積み上げた知識や技能、経験を生かし町内のさまざまな場所で地域活性にご尽力いただいています。

興味のある方は、下記までお問い合わせください。

☎ 小野町シルバー人材センター ☎ 72-2412

地域包括支援センターからのお知らせ

～支え合いの地域づくりを応援しています～

町では、高齢者が気軽に集まれる「あったかサロン」を開催しています。

どなたでも参加できる集いの場として、地域で自主的に運営され、高齢者の交流や仲間づくりの場になっています。

今月は、浮金行政区「浮金ふれあいサロン」を紹介します。

浮金ふれあいサロンは、地区の集落センターで定期的に開催しています。脳トレや運動、ゲームなど毎回内容を工夫して開催し、会員の皆さんは楽しみながら参加しています。

10月には、地域包括支援センター職員が「認知症予防」について講話を行い、自宅でも簡単にできる認知症予防運動や脳トレゲームなど、「認知症」について理解を深めていただく機会となりました。



浮金ふれあいサロンの様子

高齢になっても、自分らしく生活していくためには、みんなで支え合うことが大切です。

地域包括支援センターでは、地域の支え合いの力を高める取り組みを応援しています。

☎地域包括支援センター ☎72-2128

「つどいの広場」開催

～同じ悩みを語り合い、互いに支え合う場～

☆田村地方基幹相談支援センターから☆

基幹相談支援センターは、障がいを持つ方やその家族が安心して相談できる場所です。原則毎月最終金曜日に「つどいの広場」を開催しています。

今回のつどいの広場は、「ここから。」のスタッフをお招きして「お楽しみ会」を企画していますので、ぜひご参加ください。

■日 時：12月23日(金)

午前10時から午前11時30分まで

■場 所：田村地方基幹相談支援センター
(田村市船引町北鹿又字沼ノ下121-190)

■対象者：田村市、三春町、小野町在住の方

■定 員：10人程度

■内 容：お菓子作り

■申し込み方法：電話での申し込み

○基幹's コラム

■障害者手帳について

障害者手帳は、障がいのある方に交付される手帳で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。身体障害者手帳は、目や耳、腕や足、心臓やじん臓といった内臓などの機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付されます。療育手帳は、知的障がいがあると判定された方に交付されるものです。精神障害者保健福祉手帳は何らかの精神障がいにより、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。いずれかの手帳をお持ちの場合でも、福祉サービスや各種減免制度や割引制度などの支援が受けられます。手帳についての相談は、基幹相談支援センターまでお気軽にご連絡ください。

☎田村地方基幹相談支援センター ☎61-5056

町税など納期のご案内

納期限

12月26日 月

固定資産税 3期
国民健康保険税 6期
介護保険料 5期
後期高齢者医療保険料 5期

※口座振替の方は、納期限の前日までに口座残高の確認をお願いします。



スマートフォン決済アプリでの納付について
詳しくは、町公式ウェブサイトをご覧ください

◆町では口座振替での納付を推進しています

口座振替は、指定の口座から納期限日に自動的に振り替えて納付できる便利な制度です。ぜひご利用ください。なお利用するためには申し込みが必要です。申し込み方法の詳細については、税務課へお問い合わせください。

◆固定資産税・国民健康保険税はコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます

ただし納付書1枚の金額が30万円を超えたり、納期限後30日を経過した納付書は使用できません。

☎税務課 ☎72-6932

国民年金コーナー

－生活を支える方が亡くなったとき遺族基礎年金が支給されます－

国民年金では65歳から老齢基礎年金が支給されますが、不慮の事故などで生活を支える方が亡くなった場合に「遺族基礎年金」が支給され、国民の暮らしを守ってくれます。

■支給対象者

亡くなった方に生計を維持されていた「子のいる配偶者」または「子」に支給されます。

※遺族基礎年金でいう子とは、①18歳到達年度末(3月31日)までの子、②20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子、③婚姻していない子のことです。

■受給要件(次のいずれかを満たすこと)

- ・国民年金の被保険者である間に死亡したとき
- ・老齢基礎年金の受給権者であった方が亡くなったとき
- ・被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなったとき(保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が保険料を納付しなければならない期間のうち3分の2以上あること。)
- ・死亡日に65歳未満で、死亡日のある月の前々月までの1年間に未納がないとき(令和8年4月1日前に亡くなった場合に限り。)

■遺族基礎年金の支給額

受給者	子の人数	年金額(A)	子の加算額(B)	合計(A+B)
子のいる配偶者	1人	77万7,800円	22万3,800円	100万1,600円
	2人		44万7,600円	122万5,400円
	3人		52万2,200円	130万円
子	1人		-	77万7,800円
	2人		22万3,800円	100万1,600円
	3人		29万8,400円	107万6,200円

■厚生年金の加入者

遺族基礎年金は厚生年金の加入者にも支給されます。受給要件などがありますので、詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933